

IEEE Shikoku Section 国際会議発表支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本国内外で開催される国際会議で発表を行う IEEE Shikoku Section 所属の学生会員に対して Amazon ギフト券を贈呈することにより、経済的支援を通じて研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(贈呈対象となる国際会議)

第2条 この要綱において Amazon ギフト券贈呈の対象となる国際会議は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) IEEE が主催又は共催する International Conference。
- (2) IEEE が主催又は共催する International Symposium。
- (3) IEEE が主催又は共催する International Workshop。

(贈呈対象者)

第3条 この要綱において Amazon ギフト券贈呈の対象となる学生会員は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請時に IEEE Shikoku Section 所属の Graduate Student Member であり、かつ、国際会議に投稿した原稿が Accept され登壇(発表)する予定の者
- (2) 申請時に IEEE Shikoku Section 所属の Student Member であり、かつ、国際会議に投稿した原稿が Accept され登壇(発表)する予定の者

2 同一年内に贈呈を受けられる回数は一人あたり 1 回までとする。

(贈呈額)

第4条 1 申請に対し、贈呈する Amazon ギフト券の金額は 10,000 円とする。

(申請)

第5条 Amazon ギフト券の贈呈を受けようとする学生会員（以下「申請者」という。）は、国際会議の Call for paper 及び Acceptance Letter を添えて、IEEE Shikoku Section 事務局 (shikoku@listserv.ieee.org) 宛へ e メールで申請するものとする。

2 前項の Acceptance Letter は、申請者宛てに発行されたもの又は申請者が著者であることを確認できるものとする。

3 年間予算の上限に達した場合は、申請受付を停止する。

(贈呈の決定)

第6条 IEEE Shikoku Section Officers 及び Student Activities Chair は、前条の規定により申請があったときは速やかにその内容を審査し、贈呈の可否を決定するものとする。

2 IEEE Shikoku Section Treasurer は、前項の規定により贈呈を決定したときは、申請者へ Amazon ギフト券番号を e メールで通知するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、2024年1月1日から施行する。